

(写)

5 三総政第150号

令和5年6月2日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

三鷹市長 河村 孝

議案の送付について

令和5年第2回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第27号 三鷹市吉村昭書斎条例
- 議案第28号 三鷹市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 三鷹市市税条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 三鷹市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 三鷹市北野ハピネスセンター条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 三鷹産業プラザ第1期棟の買入れについて
- 議案第34号 三鷹市吉村昭書斎の指定管理者の指定について
- 議案第35号 令和5年度三鷹市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第36号 令和5年度三鷹市一般会計補正予算（第4号）

議案第 27 号

三鷹市吉村昭書斎条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市吉村昭書斎条例

(目的及び設置)

第1条 吉村昭の業績を顕彰し、広く市民の教養と文化の向上に寄与するとともに、文学を通じた三鷹の魅力を発信し、地域に根差した事業を推進するため、三鷹市吉村昭書斎（以下「吉村昭書斎」という。）を設置する。

(名称及び位置等)

第2条 吉村昭書斎の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 三鷹市吉村昭書斎

位置 三鷹市井の頭三丁目3番17号

2 吉村昭書斎は、書斎棟及び交流棟により構成する。

(事業)

第3条 吉村昭書斎は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 吉村昭の業績の顕彰に関すること。
- (2) 吉村昭に関する書籍、文献その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
(指定管理者による管理)

第4条 吉村昭書斎は、その設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が管理を行うものとする。

2 指定管理者は、三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年三鷹市条例第13号）第4条第1号から第3号までのいずれにも該当するとともに、吉村昭書斎の適切な維持管理並びに第1条の目的の達成及び前条各号に掲げる事業の実施に必要な能力及び実績を有するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

(休館日)

第6条 吉村昭書斎の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、

特に必要があるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日以後の休日を除く直近の日及びその翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（開館時間）

第7条 吉村昭書斎の開館時間は、午前10時から午後5時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

（入館料等）

第8条 書斎棟に入館しようとする者は、別表に定める入館料又は年間パスポート料（以下「入館料等」という。）を納入しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の入館料等を免除することができる。

（入館料等の不還付）

第9条 既に納入された入館料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（入館の制限）

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、吉村昭書斎への入館を禁止し、又は退館させることができる。

(1) 秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 施設、設備又は物品を損傷するおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が入館を不相当と認めるとき。

（損害賠償の義務）

第11条 入館者は、施設、設備又は物品に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、

次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

区分	金額
書斎棟入館料	100円
年間パスポート料	300円

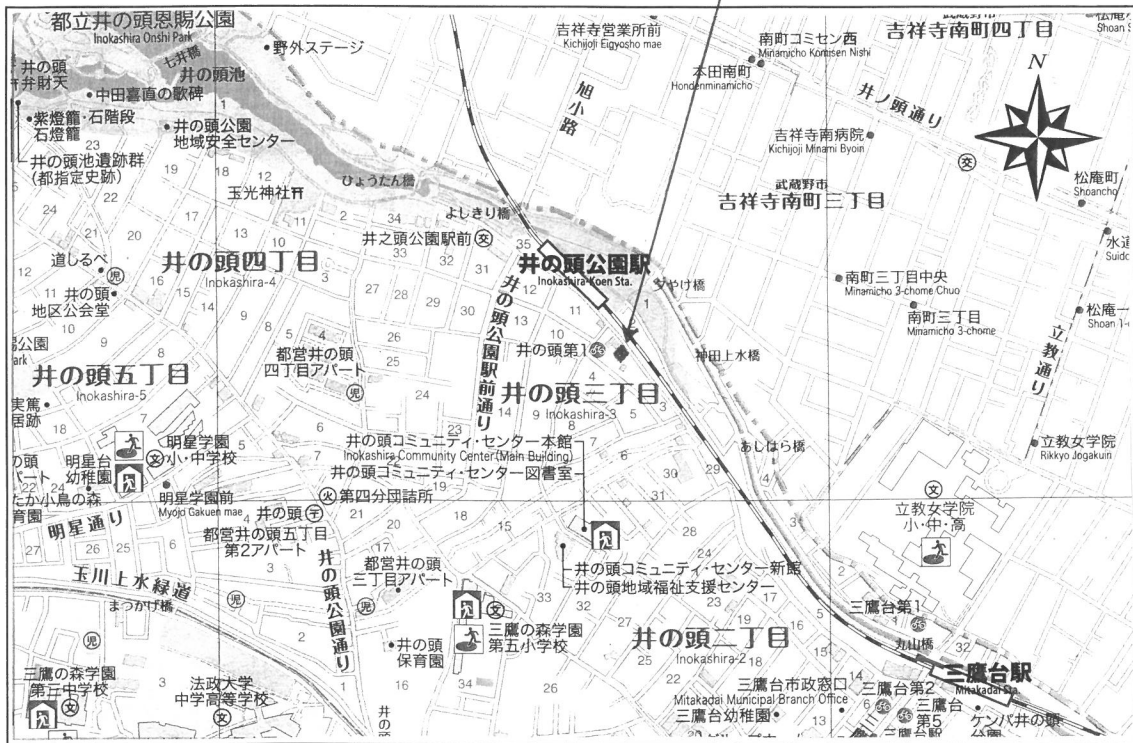
備考 年間パスポート料を納入した者には、年間パスポート（交付を受けた日から起算して1年を経過する日までの間において、書斎棟に入館することができる券をいう。）を交付する。

提案理由

吉村昭の業績を顕彰し、広く市民の教養と文化の向上に寄与するとともに、文学を通じた三鷹の魅力を発信し、地域に根差した事業を推進することを目的として、三鷹市吉村昭書斎を設置するため、本案を提出します。

案内図

三鷹市吉村昭書齋



議案第 28 号

三鷹市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

三鷹市職員特殊勤務手当支給条例（平成元年三鷹市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則中第5項の前の見出し及び同項を削る。

附則第6項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当を廃止するため、本案を提出します。

議案第 29 号

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

三鷹市市税条例（昭和25年三鷹市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第27条の9第2項中「又は」の右に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第29条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、法施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第30条の2の見出し中「方法」を「の方法等」に改め、同条第1項中「の徴収について」を削り、「によって」を「により」に、「普通徴収の方法による」を「普通徴収の方法により徴収する」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第32条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第33条の2第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の右に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、

「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第33条の4中「によって」を「により」に改める。

第33条の5第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第33条の5の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の右に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第33条の5の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第33条の5の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第33条の8第2項中「においては」を「には」に改める。

第66条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の右に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第80条第1項中「するとともに、その申告書」を「し、及びその申告」に改める。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改める。

附則第15条の5を削る。

附則第15条の5の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の5とする。

附則第15条の9第3項を削る。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第66条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の三鷹市市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第27条の9第2項並びに第30条の2の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第32条、第33条の2、第33条の5、第33条の5の2及び第33条の5の6の改正規定並びに附則第15条の5の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第29条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の三鷹市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき三鷹市市税条例第29条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第66条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以

後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の三鷹市市税条例附則第15条の5及び第15条の9第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の5第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税関係について優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の適用期限の延長等を行うとともに、軽自動車税関係について燃費・排ガス不正行為への対応を強化し、納付不足額を徴収する際に加算する割合の引き上げ等を行うほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 30 号

三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

三鷹市手数料条例（平成12年三鷹市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「122の項」を「125の項」に改める。

別表第2の122の項を同表の125の項とし、同表の118の項から同表の121の項までを3項ずつ繰り下げ、同表の117の項中「120の項」を「123の項」に、「122の項」を「125の項」に、「119の項」を「122の項」に、「121の項」を「124の項」に改め、同項を同表の120の項とし、同表の102の項から同表の116の項までを3項ずつ繰り下げ、同表の101の項中「100の項(1)のア」を「103の項(1)のア」に、「100の項(2)のアの(ア)」を「103の項(2)のアの(ア)」に改め、同項を同表の104の項とし、同表の100の項中「101の項」を「104の項」に、「103の項」を「106の項」に改め、同項を同表の103の項とし、同表の88の項から同表の99の項までを3項ずつ繰り下げ、同表の87の項中「基づく一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「基づく建築物の新築又は増築等」に、「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料」に改め、「(一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同項を同表の90の項とし、同表の86の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「建築物の新築又は増築等の」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料」に改め、「(一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同項を同表の89の項とし、同表の85の項を同表の88の項とし、同表の84の項中「建築される」を「おいて建築等をする」に改め、同項を同表の87の項とし、同表の83の項を同表の86の項とし、同表の82の項中「建築される」を「おいて建築等をする」に改め、同項を同表の85の項とし、同表の68の項から同表の81の項までを3項ずつ繰り下げ、同表の67の項を同表の69の項とし、同項の次に次のように加える。

70	建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき 16万円
----	---------------------------------------------	--------------------------	---------------

別表第2の66の項を同表の68の項とし、同表の65の項中「第55条第3項各号」を

「第55条第4項各号」に改め、同項を同表の67の項とし、同表の64の項を65の項とし、同項の次に次のように加える。

66	建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき 16万円
----	---------------------------------------------	------------------	---------------

別表第2の59の項から同表の63の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の58の項の次に次のように加える。

59	建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	1件につき 2万8,000円
----	-------------------------------------------------	-------------------	-------------------

別表第2備考1中「122の項」を「125の項」に改め、同表備考2中「117の項(2)のイ」を「120の項(2)のイ」に、「118の項(2)のイ」を「121の項(2)のイ」に、「121の項(2)のイの(イ)のb」を「124の項(2)のイの(イ)のb」に、「122の項(2)のイ」を「125の項(2)のイ」に改め、同表備考3中「119の項(2)のイの(イ)のb」を「122の項(2)のイの(イ)のb」に、「120の項(2)のイの(イ)のb」を「123の項(2)のイの(イ)のb」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、新たに建築物の容積率の特例認定申請手数料、建築物の高さの特例許可申請手数料及び高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料を定めるとともに、手数料を徴収する事務に一団地の総合的設計制度・連担建築物設計制度における大規模の修繕又は大規模の模様替に係る特例認定申請等の審査事務を追加するほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 31 号

三鷹市北野ハピネスセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市北野ハピネスセンター条例の一部を改正する条例

三鷹市北野ハピネスセンター条例（平成29年三鷹市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第9条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 入浴サービス

第10条の見出しを「(利用資格)」に改め、同条中「障がい福祉サービスを」を「前条第1号及び第2号の規定による障がい福祉サービスを」に改める。

第12条中「同条第2号から第4号まで」を「同条第2号から第5号まで」に改める。

第13条第2項中「第9条第3号及び第4号」を「第9条第3号から第5号まで」に改める。

第15条第1項中「第9条第1号及び第3号」を「第9条第1号、第3号及び第4号」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第9条第4号に規定する障がい福祉サービスの利用料金は、1回につき600円を超えない範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の三鷹市北野ハピネスセンター条例の規定による三鷹市北野ハピネスセンターの施設の使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

提案理由

入浴介助における家族等の負担軽減を図ることを目的とし、入浴サービス事業を実施するため、本案を提出します。

議案第 32 号

三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

三鷹市国民健康保険条例（昭和34年三鷹市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に、「これ」を「これら」に改める。

附則第3項中「第19条第1項」を「第19条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第4項から第8項まで、第10項、第13項及び第14項中「第19条第1項の」を「第19条の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三鷹市国民健康保険条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

申告書を提出する際の確認書類として、雇用保険受給資格者証の他に雇用保険受給資格通知を提示できることとするほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 33 号

三鷹産業プラザ第 1 期棟の買入れについて

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹産業プラザ第1期棟の買入れについて

次のとおり三鷹産業プラザ第1期棟の買入れを行う。

- 1 買入れの目的
三鷹産業プラザを産業振興の中核施設として維持・強化するため
- 2 建物の所在地
三鷹市下連雀三丁目38番4号
- 3 建物の構造及び延床面積
 - (1) 構造
鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上7階
 - (2) 延床面積
3,576.43m²
- 4 買入れ価格（税込み）
1億9,380万円
- 5 買入れの相手方
東京都港区虎ノ門三丁目5番1号
独立行政法人中小企業基盤整備機構
理事長 豊永 厚志

提案理由

三鷹産業プラザを産業振興の中核施設として維持・強化することを目的とし、第1期棟の買入れを行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に 関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

物 件 概 要

1 所在地

三鷹市下連雀三丁目38番4号

2 建物

鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上7階

床面積 延べ3,576.43m²

(床面積の内訳)

地下1階 445.46m²

地上1階 441.13m²

地上2階 448.87m²

地上3階 447.14m²

地上4階 447.14m²

地上5階 449.20m²

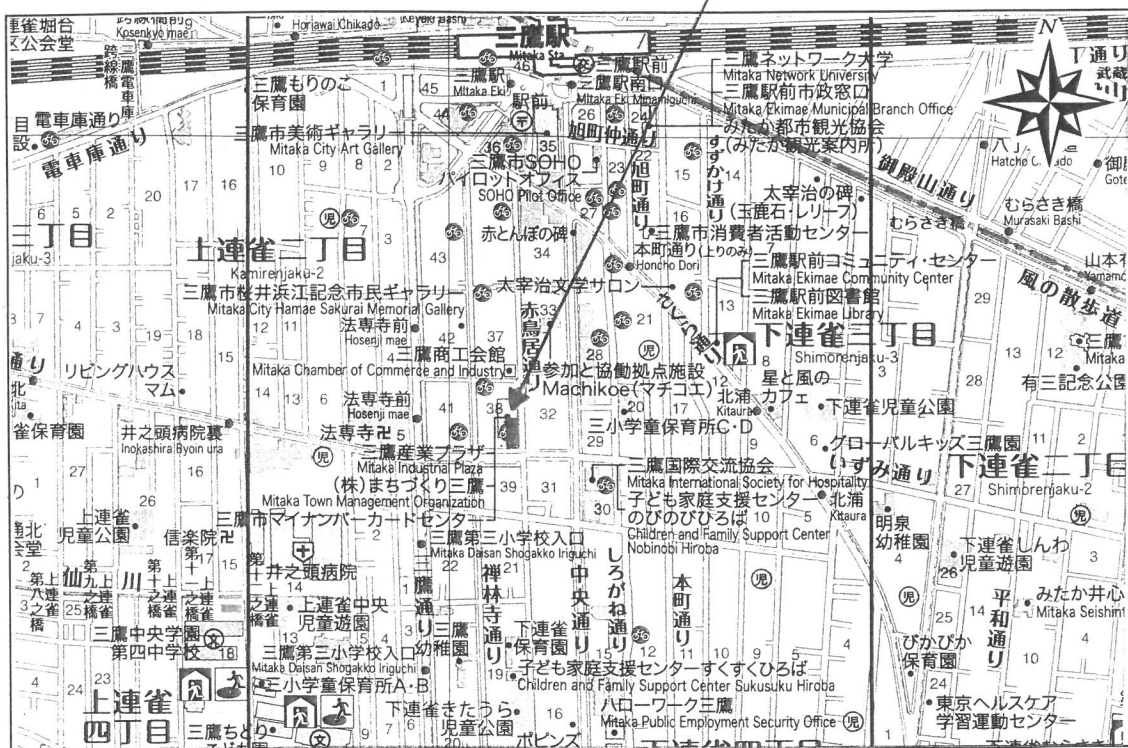
地上6階 449.20m²

地上7階 448.29m²

合計 3,576.43m²

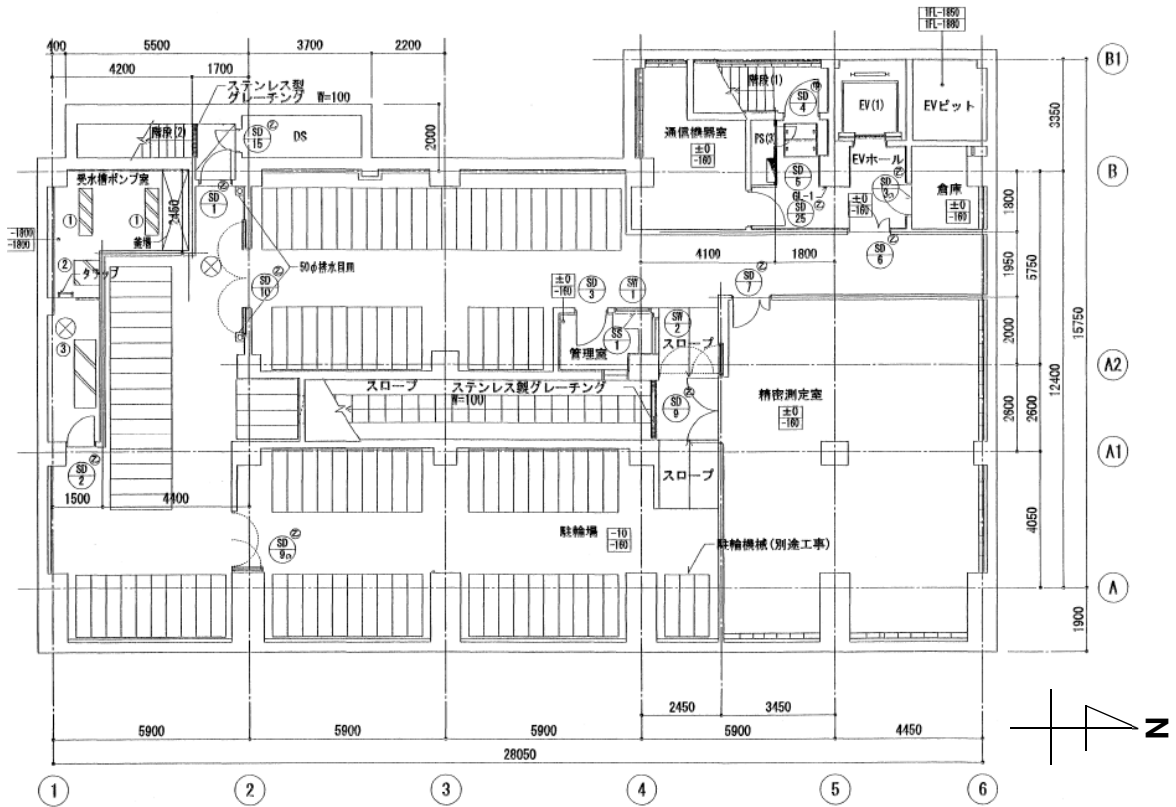
案内図

三鷹産業プラザ第1期棟

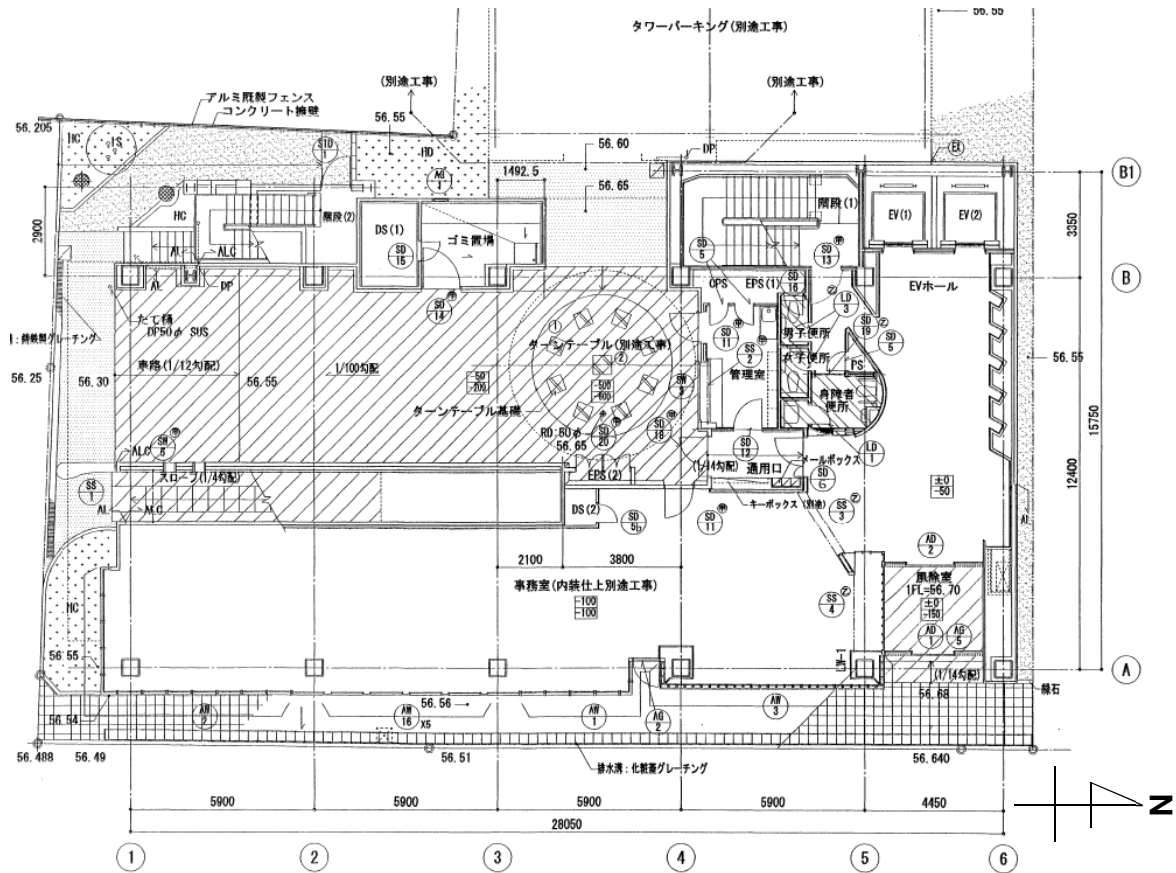


建物平面図

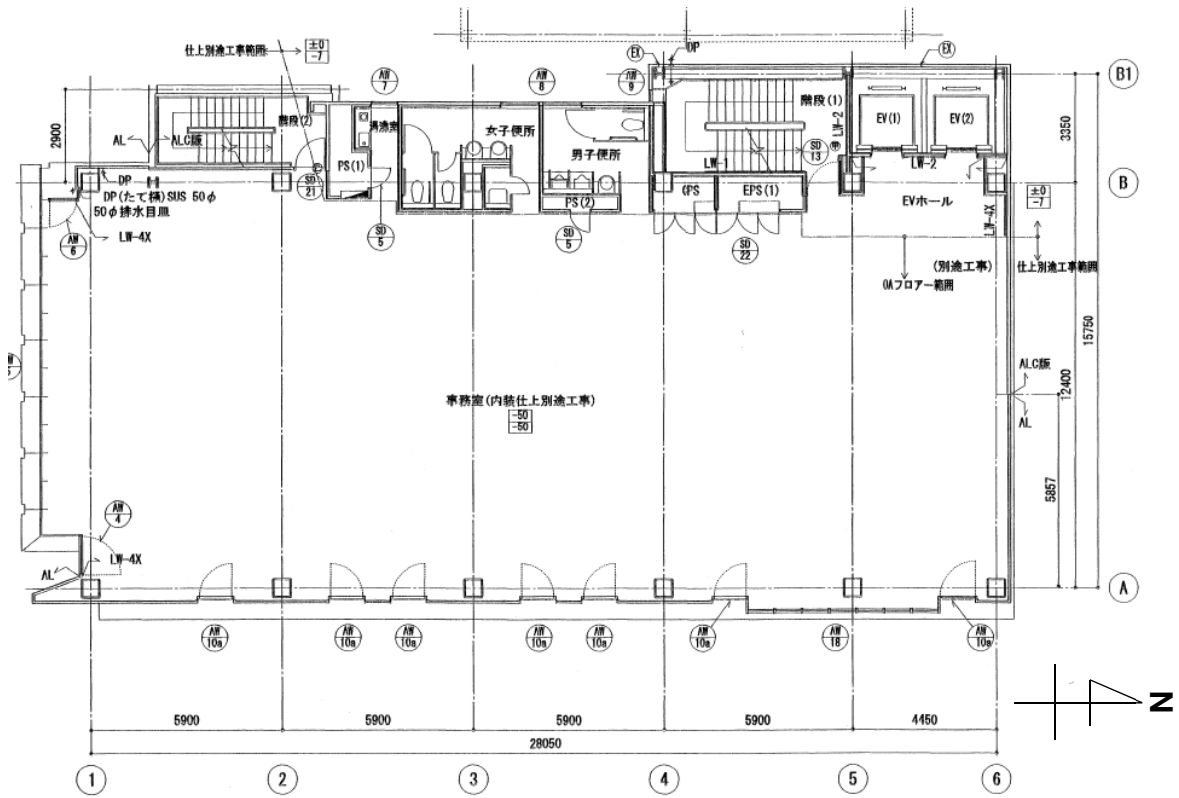
地下1階



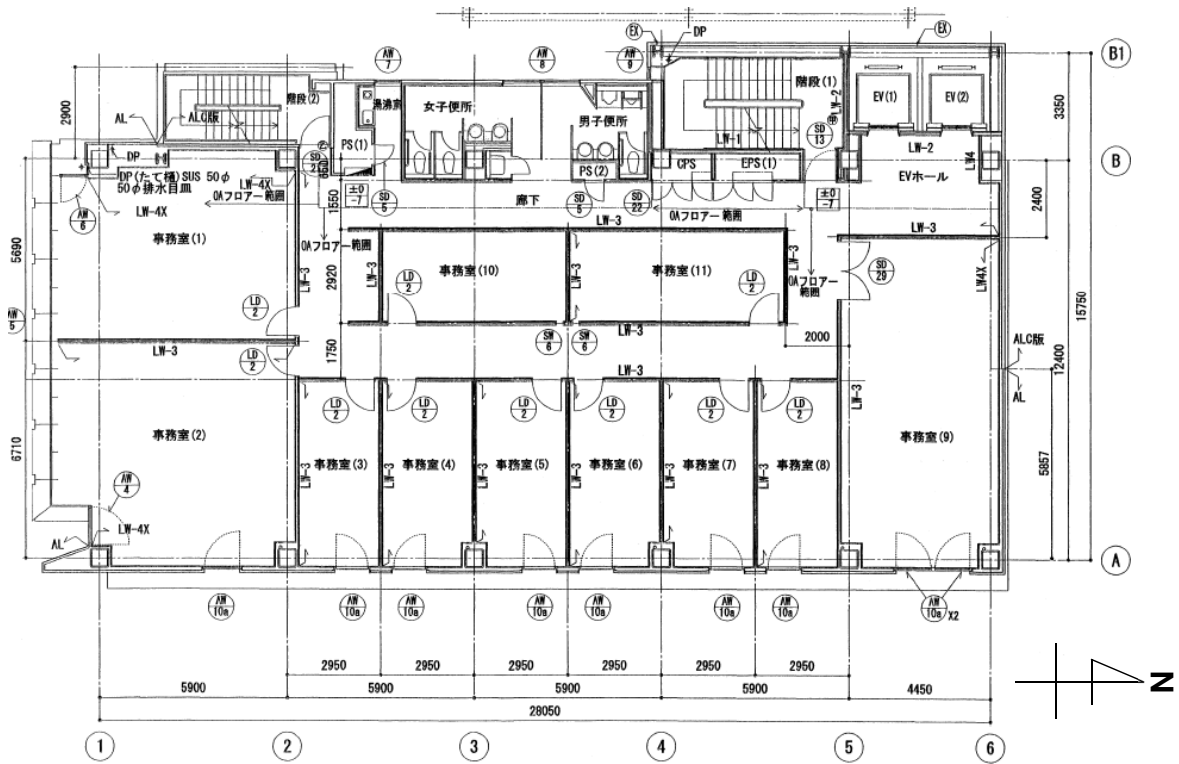
地上1階



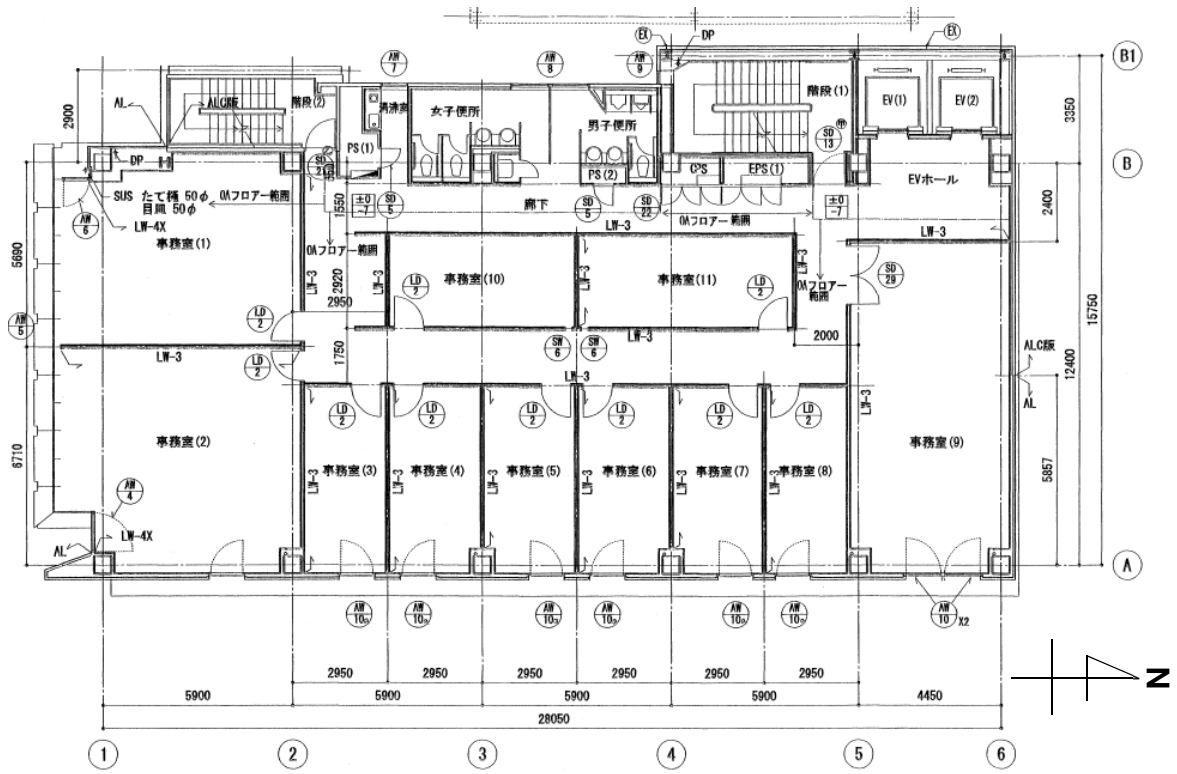
地上2階



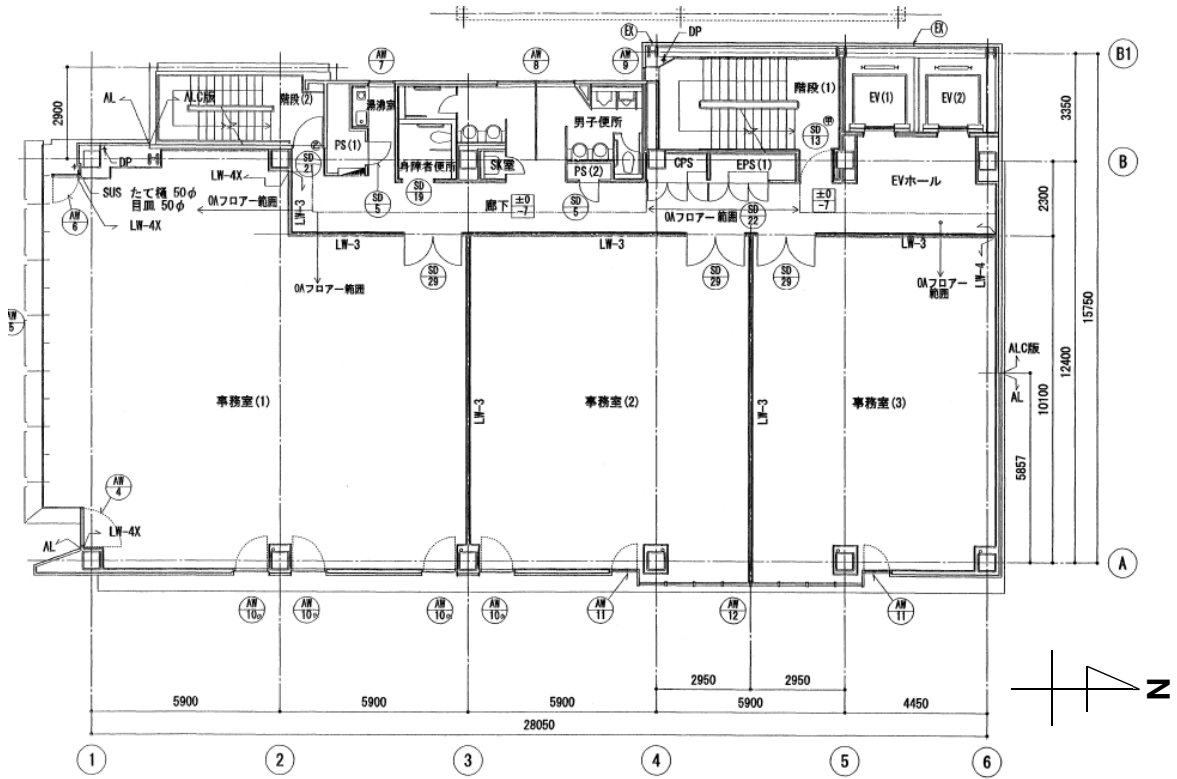
地上3階



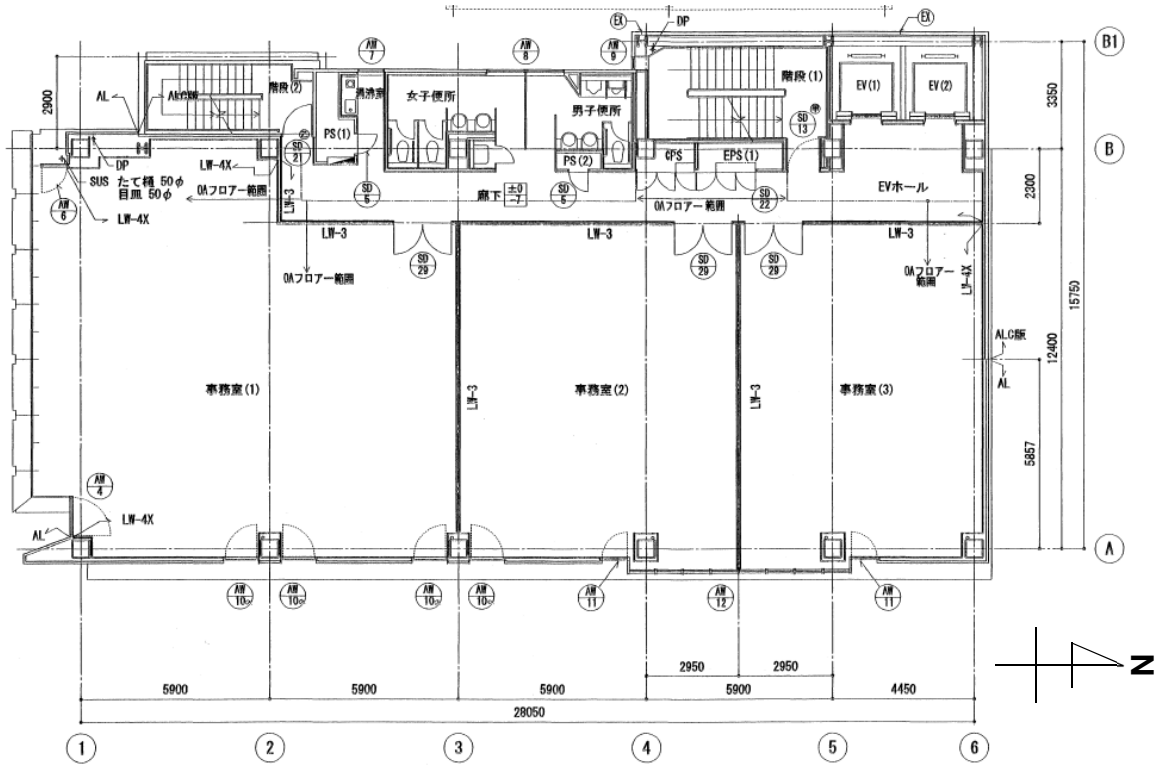
地上4階



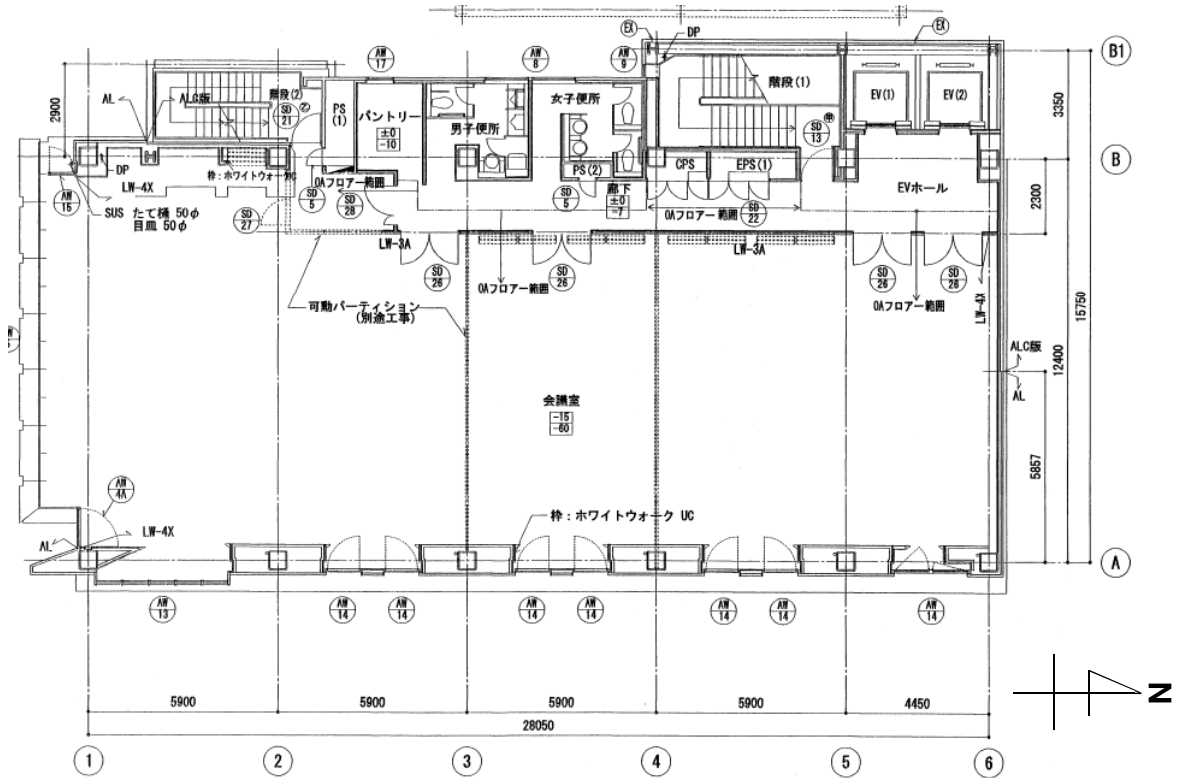
地上5階



地上6階



地上7階



議案第 34 号

三鷹市吉村昭書齋の指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市吉村昭書斎の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市吉村昭書斎の指定管理者を次のとおり指定する。

施 設	指定管理者	指定の期間
三鷹市吉村昭書斎 三鷹市井の頭三丁目3番17号	三鷹市上連雀六丁目12番14号 公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団	令和5年9月 1日から令和 8年3月31日 まで

提案理由

三鷹市吉村昭書斎の指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 35 号

令和 5 年度三鷹市一般会計補正予算（第 3 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 36 号

令和 5 年度三鷹市一般会計補正予算（第 4 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝